

令和9・10年度の格付け基準(測量・県内本店)

《格付け基準表》… 総評定点 = 客観点 + 発注者点

ランク		評定事項	基準
A1 グループ			Aランクの基準を満たし、かつ
		総評定点	100点以上
		技術職員数	測量士等※ 3名以上(うち測量士2名以上)
A		総評定点	60点以上
		技術職員数	測量士等※ 2名以上(うち測量士1名以上)
		測量機器	2級基準点測量が可能な機器
B		技術職員数	測量士 1名以上

※測量士等とは、測量士及び測量士補をいいます。

※「格付け基準」のすべてを満たすランクに格付けします。

(客観点)

項 目	評定点
年間測量平均実績高(直前2年):a	$(10+(a-1,000\text{万円})/200\text{万円})$ 点 <最大55点>
自己資本額数値:b (自己資本額/年間測量平均実績高(直前2年))×100	$b \times 30 / 100$ <最小0点、最大30点>
測量業における営業年数:c (令和9年3月31日現在における年数)	$(10+(c-5) \times 0.5)$ 点 <最大30点>

(発注者点)

項 目	評定点
測量成績	$(R4.1.1 \sim R8.12.31 \text{の間に完了した業務の平均点}) \times 0.4$ 点 <最小0点、最大40点>
測量CPD	格付け基準の対象となる測量士又は測量士補(上限3名)が取得した測量CPDのポイントに対して評価点を算出する。 $\text{取得ポイント} \times 30 / 120$ <最大30点>
入札参加停止措置	$(R7.1.1 \sim R8.12.31 \text{の間に入札参加停止措置された月数}) \times \Delta 2$ 点
不当要求防止責任者講習受講 (代表者又は法人の取締役が講習を受講した場合)	5点
災害協定 (入札参加資格申請時点で、奈良県と災害協定を締結している団体の会員である場合)	10点

※「年間測量平均実績高(直前2年)」については、直近及びその1年前の「財務に関する報告書(測量法第55条の8の規定に基づき国土交通省に提出したもの。以下同じ。)」における「損益計算書」中の「完成測量高(税込み)」に基づき算定します。

また、「自己資本額」については、直近の「財務に関する報告書」における「貸借対照表」中の「純資産合計」に基づき算定します。

※「測量業における営業年数」については、測量業者登録(測量業法第55条の規定に基づくもの)の日から令和9年3月31日までの年数とします。ただし、測量業者登録がない期間等は除きます。年数の算定時において1年に満たないものは切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「測量成績」については、奈良県が発注した測量業務(測量成績として評定点をつけたもの)に限る。以下同じ。)に係るものとします。測量業務の実績がない場合は0点とします。

※「測量CPD」における「格付け基準の対象となる測量士又は測量士補」とは、「令和9年1月1日までに雇用されており、かつ、入札参加資格申請時点で雇用されている測量士又は測量士補」をいいます。

※「測量CPD」の取得ポイントは、令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間に取得したポイントとします。

※「入札参加停止措置」については、1か月未満について切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「不当要求防止責任者講習受講」は、代表者(例:法人の代表取締役、個人事業主)又は法人の取締役が、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講した場合とします。

※「災害協定」については、測量業務に係るものに限ります。

※ 評定点の前に△があるものは減点数、その他は加点数です。

※ 客観点又は発注者点の各項目について、小数点以下の数値となる場合は切り捨てを行います。

※ 測量機器について、レンタル又は共同所有は加点の対象外とします。

<留意事項>

- 格付けの有効期間については令和9年6月1日から令和11年5月31日までとします。
- 各等級の評定事項のうち「技術職員数」及び「測量機器」は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。
なお、格付け要件を満たさなくなった場合には、格付け要件を満たさなくなった日から2か月以内に再度要件を満たした場合を除き、その旨を申請しなければなりません。この場合には、該当する等級に降格するものとします。
- 格付け有効期間の途中での昇格は認めません。
- 入札参加資格申請において、虚偽申請が判明した場合には、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づき、入札参加停止措置を講じます。